資料 4

○国の方針・方向性

・乳児院や児童養護施設に定員枠を設置、里親をショートステイの受け皿として活用する仕組みを整え、要支援児童及び要保護児童等へ在宅サービス を提供すること。

〇概要

・ショートステイ(原則7日以内)

児童の保護者の疾病、育児疲れ、出産・看護・災害等の家庭養育上の事由、冠婚葬祭・転勤等の社会的な事由等々

・トワイライトステイ(夜間養護=夕方から概ね午後10時までの通所利用、又は夜間から引き続き宿泊を伴う通所利用)

(休日預かり=休日(土曜日・日曜日・祝日)の日中に利用)

保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童

○堺市の現状

・ショートステイ・トワイライトステイが利用可能な施設

計6箇所

堺区	中区	北区	市外
母子生活支援施設 1 箇所	児童養護施設3箇所	児童養護施設1箇所	乳児院 1 箇所

○堺市の方向性と具体的取組

児童養護施設の活用		週末里親、里親(養育等)、子育て支援NPOの活用									
<方向性>	<方向性>										
これまで培ってきた子どもの養育の専門性を発揮し、児童養護施設として	・各区に点在する週末里親については、ショートステイの受け皿となる人										
の更なる小規模かつ地域分散化の取組により、機能転換された児童養護施	は分散化の取組により、機能転換された児童養護施│材を確保していく。										
設のスペースを利用し、更なる受け入れ枠の拡充をめざす。		堺	中	東	西	南	北	美原	計		
	週末	3	5	2	7	1 0	5	0	3 2		
	・子育て支援を行っているNPO等の活用を検討していく。										
为果> <効果>											
児童養護施設の機能が強化され、地域の資源が拡充	受け入れ先が点在することで、預ける利便性が向上										
↓	選択肢の増加(施設だけでなく、週末里親家庭等に拡充)										
受け入れられる人数が増え、利用が促進される											
	里親(養育等)については、子ども相談所からの一時保護委託を中心に										
	活用していく。										
<具体的取組>	<具体的取組>										
・今後の機能強化を視野に入れた受け入れ体制の準備	・週末里親へリクルート(特に支援拠点が少ない地域から実施)										
・施設内改修による受け入れスペースの拡大・・連絡調整、事務手続等を行う機関の検討・											